

平成 28 年度第 11 回開成町課長会議

日時 平成 29 年 2 月 9 日（木）午前 9 時～
場所 中会議会室 B
進行 教育委員会事務局参事

1. 町 長

2. 行事予定について

3. 情報セキュリティ対策の抜本的強化について(企画政策課)

4. 平成29年度当初予算の概要について(財務課)

5. 環境基本計画改定素案について(環境防災課)

6. 3.11の対応について(環境防災課)

7. その他

総務課

- ・勤務時間・休暇等に関する条例改正について
- ・各種手当の見直しについて

自治活動応援課

- ・平成 28 年度自治会総会開催日程一覧について

子ども・子育て

- ・平成 28 年度第3回プレイパーク実施結果について
- ・ファミリー・サポート・センター利用料金の変更について

8. 副町長

平成 29 年 2 月 9 日
課 長 会 議 資 料
行 政 推 進 部 財 務 課

平成 29 年度

開成町当初予算案概要資料

平成 29 年 2 月

行政推進部財務課作成

平成 2 9 年度各会計予算（案）

単位：千円、％

会 計 名		本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	増 減	伸 び （ 率 ） ％	備 考
一 般 会 計		5, 160, 000	5, 035, 655	124, 345	2. 5	
特別会計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	1, 799, 742	1, 807, 524	△ 7, 782	△ 0. 4	
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	594, 600	615, 652	△ 21, 052	△ 3. 4	
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	1, 035, 196	996, 373	38, 823	3. 9	
	給 食 事 業 特 別 会 計	88, 555	88, 551	4	0. 0	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	202, 324	195, 269	7, 055	3. 6	
	計	3, 720, 417	3, 703, 369	17, 048	0. 5	
企業会計	水 道 事 業 会 計	452, 758	415, 511	37, 247	9. 0	
	計	452, 758	415, 511	37, 247	9. 0	
合 計		9, 333, 175	9, 154, 535	178, 640	2. 0	

平成 2 9 年度一般会計当初予算比較(案)

歳入

単位：千円、%

款	本年度当初予算額	構成比	前年当初予算額	構成比	増減額	伸び率
町税	2, 779, 490	53. 9	2, 699, 349	53. 6	80, 141	3. 0
地方譲与税	35, 000	0. 7	33, 000	0. 6	2, 000	6. 1
利子割交付金	2, 100	0. 0	4, 500	0. 1	△ 2, 400	△ 53. 3
配当割交付金	8, 500	0. 2	8, 000	0. 2	500	6. 3
株式等譲渡所得割交付金	9, 000	0. 2	8, 000	0. 2	1, 000	12. 5
地方消費税交付金	280, 000	5. 4	280, 000	5. 6	0	0. 0
自動車取得税交付金	13, 000	0. 2	11, 000	0. 2	2, 000	18. 2
地方特例交付金	14, 000	0. 3	14, 000	0. 3	0	0. 0
地方交付税	220, 000	4. 3	290, 000	5. 8	△ 70, 000	△ 24. 1
交通安全対策特別交付金	2, 300	0. 0	2, 300	0. 0	0	0. 0
分担金及び負担金	130, 345	2. 5	113, 031	2. 2	17, 314	15. 3
使用料及び手数料	38, 878	0. 8	40, 673	0. 8	△ 1, 795	△ 4. 4
国庫支出金	565, 400	11. 0	540, 537	10. 7	24, 863	4. 6
県支出金	383, 988	7. 4	480, 462	9. 5	△ 96, 474	△ 20. 1
財産収入	315	0. 0	568	0. 0	△ 253	△ 44. 5
寄附金	120, 005	2. 3	5	0. 0	120, 000	2, 400, 000. 0
繰入金	1, 290	0. 0	30, 461	0. 6	△ 29, 171	△ 95. 8
繰越金	159, 431	3. 1	160, 000	3. 2	△ 569	△ 0. 4
諸収入	50, 858	1. 0	59, 769	1. 2	△ 8, 911	△ 14. 9
町債	346, 100	6. 7	260, 000	5. 2	86, 100	33. 1
合計	5, 160, 000	100. 0	5, 035, 655	100. 0	124, 345	2. 5

歳出(目的別)

単位：千円、%

款	本年度当初予算額	構成比	前年当初予算額	構成比	増減額	伸び率
議会費	90,879	1.8	95,973	1.9	△ 5,094	△ 5.3
総務費	966,550	18.7	795,061	15.8	171,489	21.6
民生費	1,807,506	35.0	1,830,923	36.4	△ 23,417	△ 1.3
衛生費	453,791	8.8	443,808	8.8	9,983	2.2
農林水産業費	64,211	1.3	50,718	1.0	13,493	26.6
商工費	78,618	1.5	54,403	1.1	24,215	44.5
土木費	414,780	8.0	443,128	8.8	△ 28,348	△ 6.4
消防費	310,246	6.0	303,764	6.0	6,482	2.1
教育費	498,823	9.7	540,215	10.7	△ 41,392	△ 7.7
公債費	435,753	8.5	406,132	8.1	29,621	7.3
諸支出金	1,280	0.0	1,203	0.0	77	6.4
災害復旧費	2	0.0	2	0.0	0	0.0
予備費	37,561	0.7	70,325	1.4	△ 32,764	△ 46.6
合計	5,160,000	100.0	5,035,655	100.0	124,345	2.5

歳出(性質別)

単位：千円、%

	本年度当初予算額	構成比	前年当初予算額	構成比	増減額	伸び率
人件費	973,759	18.9	945,498	18.8	28,261	3.0
参考：普通建設事業費に算入した人件費 を合算した人件費	994,537	19.3	966,469	19.2	28,068	2.9
物件費	931,713	18.1	832,423	16.5	99,290	11.9
維持補修費	6,786	0.1	5,962	0.1	824	13.8
扶助費	1,117,278	21.7	1,031,535	20.5	85,743	8.3
補助費等	805,191	15.6	930,484	18.5	△ 125,293	△ 13.5
普通建設事業費	309,660	6.0	187,616	3.7	122,044	65.0
災害復旧費	2	0.0	2	0.0	0	0.0
公債費	435,753	8.4	406,132	8.1	29,621	7.3
積立金	98	0.0	80,352	1.6	△ 80,254	△ 99.9
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
貸付金	7,080	0.1	7,080	0.1	0	0.0
繰出金	535,119	10.4	538,246	10.7	△ 3,127	△ 0.6
予備費	37,561	0.7	70,325	1.4	△ 32,764	△ 46.6
合計	5,160,000	100.0	5,035,655	100.0	124,345	2.5

環境基本計画の改定（素案）の概要

1 【環境基本計画の位置づけ】

環境基本計画は、開成町における環境行政の基本事項を定めた環境基本条例の趣旨を受けて策定された、開成町総合計画を上位計画とする、環境に関する個別計画です。

- 環境基本計画 計画期間 策定 平成 14 年度～平成 23 年度（2002～2011）
見直し 平成 19 年度～平成 23 年度（2007～2011）
計画期間 改訂 平成 24 年度～平成 28 年度（2012～2016）

2 【目的】

現行の環境基本計画（平成 24 年 3 月改訂）以降に生じた社会状況の変化や国、県の環境への取組み、計画の進捗状況や計画に内在する課題等を踏まえ、計画の実効性、計画の適切な進行管理等を着眼点として、開成町の望ましい環境像に向け、平成 29 年度から平成 36 年度までの 8 年間で、官民が一体となった取組みを着実に展開できるように、より実効性の高い計画として改定することを目的とします。

3 【計画期間】

平成 29 年度から平成 36 年度までの 8 年間とします。
（第五次開成町総合計画の計画期間に沿った期間）

4 【改定概要】

住民で構成される、環境基本計画推進委員により町内環境調査を実施し、計画に関する提案を行い、素案に対する審議を環境審議会で行います。

●開成町環境基本計画推進会議

- ①平成 28 年 7 月 29 日 開成町の環境に関する意見交換
- ②平成 28 年 8 月 24 日 開成町の環境調査
- ③平成 28 年 10 月 12 日 環境調査報告、現状把握、課題の整理
- ④平成 28 年 11 月 18 日 計画の推進体制、計画内容の提案
- ⑤平成 29 年 2 月 10 日（予定） 計画修正等

●環境審議会

- ①平成 28 年 10 月 25 日 諮問、平成 27 年度進捗状況、計画改定の背景等
- ②平成 28 年 12 月 19 日 計画（素案）審議
- ③平成 29 年 2 月下旬（予定） 答申

●庁内に対する意見等聴衆

平成 28 年 12 月 26 日～平成 29 年 1 月 18 日

●修正後の（素案）作成

平成 29 年 1 月 20 日

5 【今後のスケジュール】

平成29年2月9日 課長会議報告

平成29年2月10日 環境基本計画推進会議

平成29年2月上旬 素案(修正後)に対する審議会委員からの意見聴衆

平成29年2月下旬 環境審議会からの答申

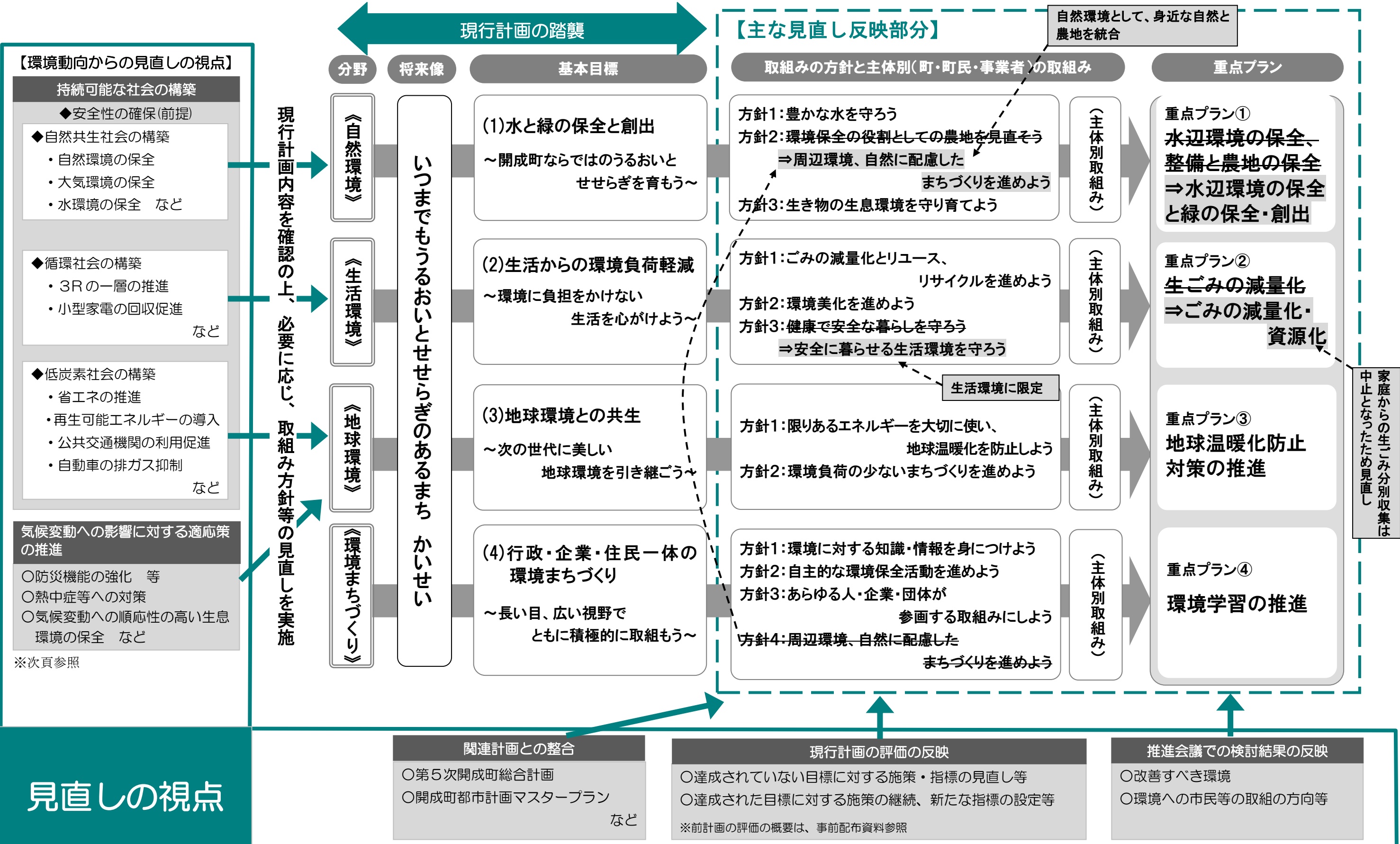
平成29年2月中旬～3月中旬 パブリックコメントの実施

平成29年2月20日 議会全員協議会にて説明

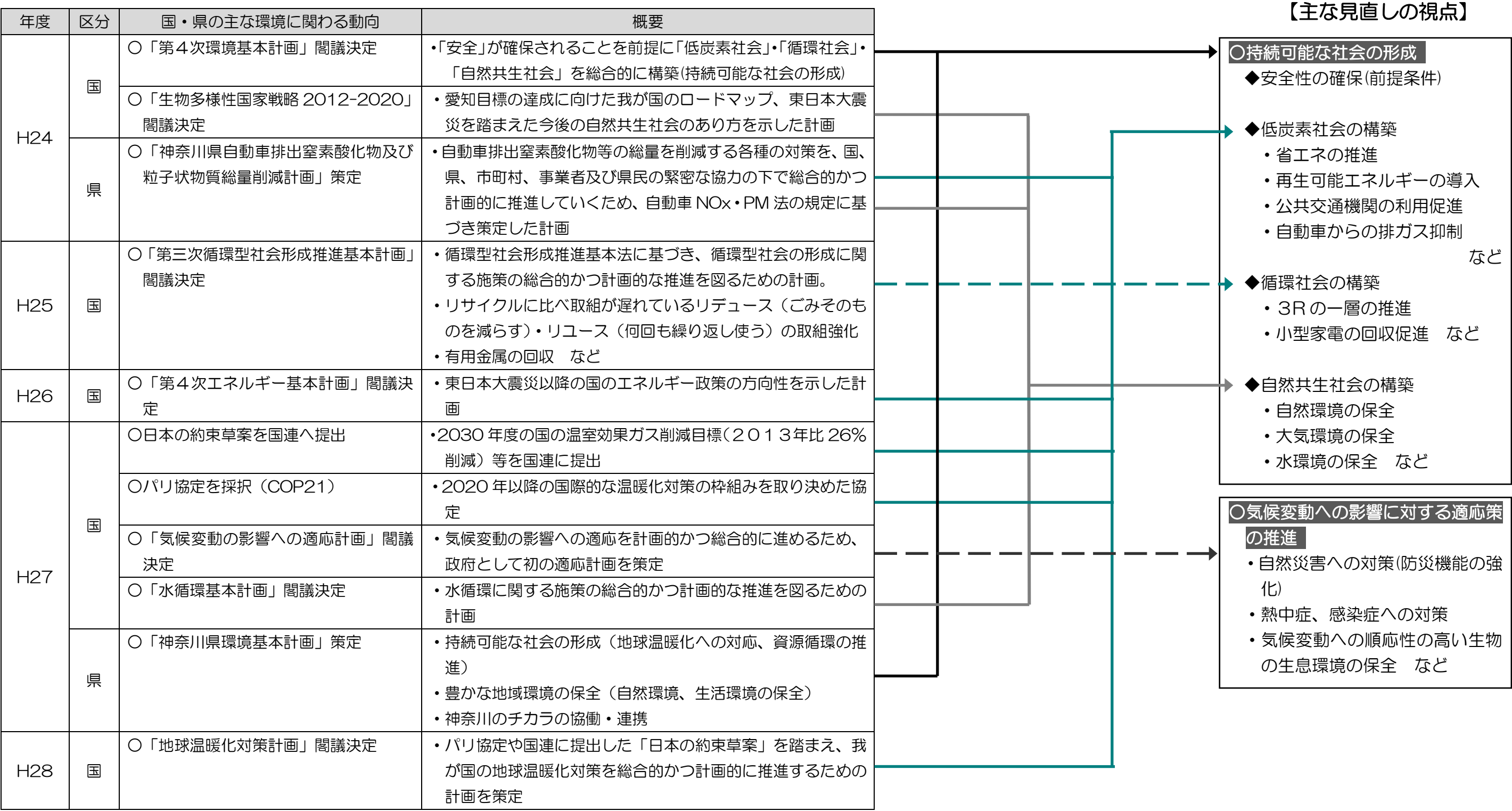
平成29年3月下旬 計画の印刷

◇開成町環境基本計画の見直しのポイント

- 将来像、基本目標については、現行計画を踏襲することを基本とする。
- 環境動向、関連計画、現行計画の評価、推進会議の検討結果等から、方針等を見直した。



◇参考 近年の環境に関わる動向を踏まえた見直しの視点



環境基本計画／改定案のポイント

章	見出し	頁	改定ポイント
開成町環境基本計画改定の背景 第一章	1. 環境を取り巻く動き	2～5	○環境基本計画の見直しのポイント（別途A3 資料）を踏まえ、我が国の環境問題（地球温暖化、自然環境・生物多様性、水環境、大気・土壌環境、物質循環・廃棄物）及び国・県の環境政策について概要を整理した。
	2. 環境基本計画（2012～2016）の達成度	6, 7	○現行計画で立てた達成目標とH27の実績値を一覧表で整理し、目標値に対する達成度を検証した。
	3. 環境基本計画（2017～2024）の基本的事項	8, 9	○環境基本計画の基本的事項を精査した。主なポイントは以下のとおり。 ・新環境基本計画の計画期間は、平成 29 年度から 36 年度までの 8 年間 ・新環境基本計画策定にあたっては、「開成町環境基本計画推進会議」を開催し、町民の環境に関する意向を取り入れる手法によって策定された計画であること
まちの様子と人々の暮らし 第二章	共通	12～22	○自然環境、生活環境、地球環境、環境まちづくりに分類し、現況、課題を適宜見直した。
	1. 自然環境に関する現況と課題	12, 13	○推進会議での意見を踏まえ、用水の通水が止まる期間（土用干し期間等）の生物の生息環境の確保について課題として整理した。 ○庁内からの意見としてあがった水路への関心の低下について課題として付加。
	2. 生活環境に関する現況と課題	14, 15	○現行計画と課題と同様、ごみ減量化・資源化が大きな課題 ・現行計画達成目標であるごみ資源化の目標が未達成 ・1 人 1 人のごみ排出量は減少傾向にあるが、人口が増加傾向にあるため、ごみ総量が増える可能性がある。
	3. 地球環境に関する現況と課題	16～20	○我が国の地球温暖化対策への取組みの経緯、現在の取組み内容を整理 ○地球温暖化の大きな課題である温室効果ガス削減（緩和策）とあわせ、適応策※を課題として付加 ※温暖化の影響により、増えることが予想される影響（大雨、ゲリラ豪雨等）への対策
	4. 環境まちづくりに関する現況と課題	21, 22	○現行計画と同様であるが、町民 1 人 1 人の環境への取組みの重要性、意識の醸成等を課題とした。 ・町民の環境活動に関わる現行計画達成目標が未達成な目標が多い
まちがめざすもの 第三章	1. わたしたちがしなければならないこと	24	○「町民・事業者・町（行政）が一体となって町の自然を大切に守り育てること、壊した環境を元に戻す努力をすること、環境に与える負荷を最小限にとどめた生活様式を実践していくこと、環境に意識と関心を持つこと」とした。（現行計画と同様）
	2. 町の将来像と基本目標	25	○町の将来像は、現計画の将来像を踏襲した。 【将来像】 「いつまでも うるおいとせせらぎのあるまち かいせい」 【基本目標】 ①水と緑の保全と創出 ②生活からの環境負荷軽減 ③地球環境との共生 ④行政・企業・住民一体の環境まちづくり

章	項	頁	改訂ポイント
第2章 目標の実現に向けた取組み	1. 取組みの体系	28, 29	○環境基本計画の見直しのポイント（別途A3資料）参照
	2. 取組みの方針と主体別の取組み	30～47	○現計画における取組み目標の達成度を評価しながら、発展・継続あるいは廃止の判断を行いながら取組み項目を整理した。 ○新たな達成目標、各主体の取組みは、総合計画との整合、推進会議での意見等を踏まえ見直した。 ○推進会議での主な意見反映箇所 ・用水の通水が止まる期間（土用干し期間等）の生物の生息環境の確保 ⇒基本目標 1 方針 3 の行政の取組みに反映 ・環境美化推進員について、相互間の交流回数を増やすことや自治会等の環境活動への更なる参加促進等が意見としてあげられた。 ⇒基本目標 4 方針 1 の達成目標として反映 ⇒基本目標 4 方針 3 の行政の取組みに反映 ・町民の環境活動を充実させていくためには、新住民等が自治会へ加入することが重要である。 ⇒基本目標 4 方針 3 の町民の取組みに反映 ○基本目標 2 方針 1 の行政の取組みでは「4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進」を明示した。 ○基本目標 3 方針 1 の行政の取組みでは、「気候変動に適應できるまちづくりの推進」を付加した。
	3. みんなで優先的に取組む重点プラン	48～52	○現行の 4 つの重点プランのうち「生ごみ減量化」を「ごみ減量化・資源化」に見直した。（（環境基本計画の見直しのポイント（別途A3資料）参照） ○他の重点プランについては、大きな変更はないが、上記 2 の取組み方針等と整合を図った。 ○重点プランの進行管理を行いやすくするため、上記 2 の取組み方針であがった指標のうち関連するものを重点プランの関連指標として再掲した。
第3章 計画の実現に向けて	1. 計画の推進体制	54, 55	○名称を「環境推進パートナー会議」から「環境推進会議」に変更した。 ○環境基本計画推進会議への参加者として、「美化推進協議会委員」と「自治会・環境活動団体」の参加を付加した。
	2. 計画の進行管理・推進方策	56, 57	○現行計画と同様

《達成目標》

◎重点プラン数値目標

(1)水と緑の保全と創出

現計画

方 針	達 成 目 標	H22 現状値	H28 目標値
方針1:豊かな水を守ろう	◎公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率を9%増やす。	74%	83%
方針2:環境保全の役割としての農地を見直そう	○北部農業振興地域の優良な農地を維持する	109ha	109ha
方針3:生き物の生息環境を守り育てよう	◎多自然型水路を2箇所以上とする。 ◎ホタル生息地を維持する。	1箇所 4箇所	2箇所 4箇所



新計画

方 針	達 成 目 標	H27 現状値	H36 目標値
方針1:豊かな水を守ろう	◎公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率を 5%増やす。	90%	95%
方針2:周辺環境、自然に配慮したまちづくりを進めよう	○公園ボランティア登録数を増やす。 ○あじさいの里親登録数を増やす。	6団体 34団体	16団体 38団体
方針3:生き物の生息環境を守り育てよう	◎ホタル生息地を創出する。	6箇所	8箇所

(2)生活からの環境負荷軽減

現計画

方 針	達 成 目 標	H22 現状値	H28 目標値
方針1:ごみの減量化とリユース、 リサイクルを進めよう	◎家庭系ごみ住民1人、1日あたりのごみの排出量を 5% 削減する。 ◎ごみの資源化率を 40%以上にする。 ◎生ごみの堆肥化を中心として、家庭から排出される燃える ごみの量を15%削減する。	737g 32% 2918 トン	700g 40%以上 2480 トン
方針2:環境美化を進めよう	○美化活動(かいせいクリーンデーなど)への参加者数を 15%アップする。	7739 人	8500 人
方針3:健康で安全な暮らしを守 ろう	○騒音等による苦情件数を 50%以上減らす。 ○町の食生活改善推進委員養成講座の受講者を年間3 人以上増やす。	5件 41人	2件 56人



新計画

方 針	達 成 目 標	H27 現状値	H36 目標値
方針1:ごみの減量化とリユース、 リサイクルを進めよう	◎家庭系ごみ住民1人、1日あたりのごみの排出量を 5% 削減する。 ◎ごみの資源化率を 40%以上にする。	678g 30%	644g 40%以上
方針2:環境美化を進めよう	○美化活動(かいせいクリーンデーなど)への参加者数を 5%アップする。	9331 人	9800 人
方針3:安全に暮らせる生活環境 を守ろう	○騒音等による苦情件数を増加させない。	2件	2件

(3)地球環境との共生

現計画

方 針	達 成 目 標	H22 現状値	H28 目標値
方針1: 限りあるエネルギーを大切に使い、地球温暖化を防止しよう	◎町(行政)施設の排出する温室効果ガスを3%削減する ◎チャレンジ 25 キャンペーンやその他の地球温暖化防止活動を推進する事業者を増やす。 ◎住宅用太陽光発電システム設置費補助件数を毎年10件以上行う。 ◎省エネ家計簿の実践やサイクルモニター、マイバックの実践など「CO2排出削減活動」の町民実践者を増やす。	1100 トン 4事業所 20件 0%	1070 トン 10事業所 80件 1 0%
方針2: 環境負荷の少ないまちづくりを進めよう	◎歩行者・自転車道化率を15%以上増やす。	73%	88%



新計画

方 針	達 成 目 標	H27 現状値	H36 目標値
方針1: 限りあるエネルギーを大切に使い、地球温暖化を防止しよう	◎「COOL CHOICE」やその他の地球温暖化防止活動を推進する事業者数を増やす。 ◎ゼロエネルギーハウス(ZEH)に対する補助件数を毎年3件以上行う(延べ件数)	10 事業所 0 件	19 事業所 27件
方針2: 環境負荷の少ないまちづくりを進めよう	◎自転車の安全な乗り方教室の参加者数を 5%増やす。	187人	196人

(4)行政・企業・住民一体の環境まちづくり

現計画

方 針	達 成 目 標	H22 現状値	H28 目標値
方針1：環境に対する知識・情報を身につけよう	◎環境学習会等（セミナー、環境フェア、環境講演会等）の開催回数を増やす。 ◎環境学習リーダーを養成する。	5回 0人	10回 10人
方針2：自主的な環境保全活動を進めよう	○省エネ家計簿利用・報告人数を増やす。 ○「町民の自主保全活動」への行政働きかけ件数を増やす。 ○町民環境調査（水質、廃棄物）や環境実践チャレンジ等の参加人数を増やす。	140人 0件／月 96人	290人 5件／月 144人
方針3：あらゆる人・企業・団体が参画する取組みにしよう	○環境フェア、町民環境調査、省エネ家計簿など、町が開催する事業への参加者数を増やす。	1000 人	1500人



新計画

方 針	達 成 目 標	H27 現状値	H36 目標値
方針1：環境に対する知識・情報を身につけよう	◎環境学習会等（セミナー、環境フェア、環境講演会等）の開催回数を増やす。 ◎美化推進員の研修・交流回数を増やす。	1回 2回	5回 3回
方針2：自主的な環境保全活動を進めよう	○「町民の自主保全活動 ¹⁾ 」への行政働きかけ件数を増やす。 ○町民環境調査（水質、廃棄物）や環境実践チャレンジ等の参加人数を増やす。	1件／月 74人	5件／月 144人
方針3：あらゆる人・企業・団体が参画する取組みにしよう	◎環境フェア、町民環境調査、省エネ家計簿など、町が開催する事業への参加者数を増やす。	360人	500人

課 長 会 議 資 料
平成29年2月9日
町民サービス部環境防災課

東日本大震災6周年追悼日【3月11日（土）】の対応について

1 目 的

当該訓練は、平成23年3月11日に起きた東日本大震災を教訓として、近い将来発生することが予想される大地震に備え、職員が災害対策に関する訓練等を行い、大災害に対してのスキルを高めるとともに、今後の課題を検証する。

2 内 容

（1）職員参集訓練及び職員情報受伝達訓練について

管理職の職員を対象とした職員参集訓練及び全職員を対象とした職員情報受伝達訓練を次のとおり実施する。

●想 定

平成29年3月11日（土）午前7時30分、東京湾を震源とする地震が発生。

町は地域防災計画に基づき、情報収集や連絡活動等の救助活動ができる準備体制をとることとなった。（マグニチュード7.0、開成町の震度5弱）

●職員参集訓練

概 要	地域防災計画の職員配備体制に基づき、町内で震度5弱を観測したため、0号及び1号配備職員は、環境防災課危機管理担当職員からの参集連絡（メール）により参集する。参集後、避難勧告等に関するガイドラインが改定され（平成29年1月31日付け）、避難準備情報等の名称が変更となったことから、その対応方法についての講座を実施する。
対象職員	0号及び1号配備職員
メール送信時間	午前8時00分
登庁時間	午前9時00分
訓練時間	午前9時00分～午前10時00分
集合場所	役場2階203～205会議室
服 装	防災服、ヘルメット
持 ち 物	3日分の食糧、飲料水、着替え

●職員情報受伝達訓練

概 要	地域防災計画の職員配備体制に基づき、町内で震度５弱を観測したため、２号及び３号配備職員は、環境防災課危機管理担当職員からの参集連絡（メール）により、参集準備体制をとる。
対象職員	２号及び３号配備職員
メール送信時間	午前８時００分

（２）半旗及び防災行政無線の対応について

震災により犠牲となった方への哀悼の意をささげるため次のとおり実施する。

●半旗

３月１１日終日、町民センター前の国旗及び町旗を半旗として掲げる。

●防災行政無線

地震発生の午後２時４６分に合わせサイレンを吹鳴する。（２０秒）

開成町職員の育児休業等に関する条例及び開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

■法律改正の概要

平成 28 年 8 月 8 日の人事院勧告において「育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告」が公表された。

本勧告では、近年の少子高齢化の進展により育児・介護と仕事の両立支援の重要性が増しており、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるよう①介護休暇の分割取得を可能にすること、②介護時間を新設すること、③法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること等について制度化することとされた。

この勧告をうけて、地方公務員の制度としては地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）が制定され、地方自治体においても働きながら育児や介護がしやすい環境整備をする必要がある。

■主な改正内容

①介護休暇の分割取得

- ・ 職員の申出に基づき、町長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、町規則の定めるところにより、1 の要介護状態ごとに 3 回以下、かつ、合計 6 月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して 6 月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置する。

②介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認める場合、連続する 3 年以下、1 日につき 2 時間以下で勤務しないことを承認できる仕組み（介護時間）を新設する。ただし、公務の運営に支障がある時間については承認しないことも可能とする。
- ・ 介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無給とする。

③育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成 29 年 4 月 1 日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大する。

扶養手当の見直し（平成 29 年 4 月 1 日から段階的に実施）

① 配偶者に係る扶養手当の見直し

（単位：円）

年度	H28	H29	H30	H31	H32～
配偶者	13,000	10,000	10,000	6,500	6,500

② 父母等に係る扶養手当の見直し

（単位：円）

年度	H28	H29	H30	H31	H32～
父母等	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

③ 子に係る扶養手当の見直し

（単位：円）

年度	H28	H29	H30	H31	H32～
子	6,500	8,000	8,000	10,000	10,000

※職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成 28 年度は 11,000 円、平成 29 年度は子 10,000 円・父母等 9,000 円、平成 30 年度以降は上記の表に掲げる子又は父母等の額とする。

住居手当の見直し（平成 29 年 4 月 1 日から段階的に実施）

① 町内持家手当（現行と変更なし）

（単位：円）

年度	H28（現在）	H29	H30～
町内持家手当	5,000	5,000	5,000

※新築加算についても現行と変更なし

② 町外持家手当（平成 29 年度は一律△3,000 円、段階的廃止）

（単位：円）

年度	H28（現在）	H29	H30
町外持家手当	5,000	2,000	無

※新築加算が該当する職員の場合、平成 29 年度は 4,000 円

③ 町内借家手当（平成 29 年度から 5,000 円の加算）

（単位：円）

年度	H28（現在）	H29～
町内借家手当	規定による額	規定による額 + 5,000 円

④ 町外借家手当（現行と変更なし）

年度	H28（現在）	H29～
町外借家手当	規定による額	規定による額

平成28年度 自治会総会開催日程一覧

自治会名	開催日	開会時間	町長出席予定時刻	開催場所
下 島	3月12日(日)	15:00	15:00	下島自治会館
上 島	3月19日(日)	13:00	13:00	上島公民館
宮 台	3月19日(日)	13:30	13:30	宮台老人憩の家
中 家 村	3月19日(日)	13:30	13:45	中家村公民館
榎 本	3月19日(日)	13:30	14:00	榎本公会堂
金 井 島	3月19日(日)	13:30	14:20	金井島公民館
岡 野	3月19日(日)	13:30	14:35	岡野老人憩の家
上 延 沢	3月19日(日)	13:30	14:50	上延沢自治会館
円 中	3月19日(日)	13:30	15:05	円中自治会館
下 延 沢	3月19日(日)	13:30	15:20	下延沢自治会館
パレットガーデン	3月26日(日)	10:00	10:00	パレットガーデン自治会館
河 原 町	3月26日(日)	10:00	10:40	河原町公会堂
牛 島	3月26日(日)	13:30	13:30	牛島自治会館

平成 29 年 2 月 9 日

課 長 会 議 資 料

子ども・子育て支援室

平成 28 年度第 3 回プレイパーク事業 実施結果報告

1. 実施概要

日時及び天候	平成 29 年 1 月 28 日（土） 10 時～15 時 晴れ
場 所	屋敷下第一公園
参加者数	103 名
運営スタッフ	日本冒険遊び場づくり協会 2 名 協力町民活動団体 5 名 ボランティア 4 名
参加年齢層	未就学児 33 名 小学生 28 名 障がい児デイサービス（小学生以上）7 名 大人 35 名
（参考）	
H28 年度第 1 回 中家村公園	8/19（金）84 名（未就学児 31 名 小中学生 27 名 大人 26 名） 8/20（土）58 名（未就学児 23 名 小学生 13 名 大人 22 名）
H28 年度第 2 回 金井島緑陰自由運動広場	11/16（土）70 名（未就学児 23 名 小学生 29 名 大人 18 名）

2. 地区別参加者（地区、人数）

	第3回 H29.1.28	第1回 H28.8.19~20	第2回 H28.11.16
岡野	0	2	2
金井島	3	2	13
上延沢	7	6	15
下延沢	1	3	1
円中	5	8	10
宮台	3	2	5
牛島	0	8	0
上島	5	11	0
河原町	0	0	0
榎本	5	8	4
中家村	2	23	2
下島	31	22	2
みなみ	22	0	3
パレット	9	4	2
町外	1	22	11
その他	9 （障害児デイサービス 職員と児童）	21 （地区記載なし）	0

【参加者の動向】

- 午前には乳幼児や小学校低学年とその保護者が中心。車で送迎してもらう姿が多い。
- 小学生だけの参加もあったが、開成小学区の場合は保護者が車で子を送り参加している。
- 今回、父親の参加とみなみ地区在住者の参加が増えた。父母参加もあるが、父と子（主に男児）で来場した人・みなみ地区は初参加者が多い。

- 午後になり、小学生高学年層が増え自転車で来場する人が増えた。
- 初めての来場者とリピーターの割合が半々。

3. 屋敷下第一公園で実施したことに関する考察

- ① 今までの実施公園で、最も面積が狭い公園 (1,676 m²)。午前は子どもの年齢も低く 40 名程度のため特に問題なかった。しかし午後になり、小学生が一気に増えたことで衝突の危険性が増した。
- ② 本来は子ども達だけで参加できることが望ましいことから、車での来場を遠慮していただくよう広報しているが、開成小学区の子は車両で送迎されていたことや路上駐車の問題もあり、来場手段のあり方が課題。
- ③ 砂場があり、砂遊びのニーズは十分にあることが確認できた。
- ④ 苦情 1 件。住宅に近接している公園のため、子の遊ぶ声や炭火のにおい、来場手段などで近隣と問題が発生しやすい。

4. その他

平成 28 年度の取り組みとして、「特定非営利活動法人 日本冒険遊び場づくり協会」に本事業を委託し、さまざまな場所で事業を実施した。今後、今年度の事業結果の検証と次年度以降の取り組みの視点などをまとめた報告書が受託者から提出される予定となっている。



ファミリー・サポート・センター利用料金の変更について

1. 変更の内容

平成 26 年 9 月から開始したファミリー・サポート・センター事業の利用料金に関し、平成 27 年度より変更の検討を行っていました。その結果、平成 29 年度から次のとおり利用料金を変更します。

利用時間帯	現行	変更後
平日 7 時～19 時	<u>1 時間 700 円</u> 以後 30 分ごと 350 円	<u>30 分 350 円</u> 以後 30 分ごと 350 円
上記以外の時間帯（宿泊なし） 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始	<u>1 時間 900 円</u> 以後 30 分ごと 450 円	<u>30 分 450 円</u> 以後 30 分ごと 450 円

2. 県内市町村（政令市を除く）アンケートの実施

平成 27 年 10 月に県内市町村（政令市）28 市町村にアンケートを実施。ファミリー・サポート・センターを実施する 23 自治体を比較。

30 分単位を導入する自治体は 5 自治体、導入していない自治体はきょうだい割引（2 人目以降を半額・公費助成なし）又は利用料助成（住民税非課税、児童扶養手当受給世帯等・公費で助成）を導入。近隣自治体では、小田原市・南足柄市・松田町が 30 分単位を導入。

3. 会員アンケートの実施

平成 27 年度、28 年度の各年度に全会員対象アンケートを実施した結果は、次のとおり概ね半々である。

- | | |
|----------------|-------------|
| ○現状通り 1 時間で良い | 28 名（49.1％） |
| ○30 分に変更した方が良い | 29 名（50.9％） |

【預かる側の意見】

- ・送迎のような依頼は 30 分で終わるので導入したほうが良いのではないかと
- ・家の預かりと送迎が同等では預かりにくい
- ・ニーズが多いのであれば変更したほうが良い

※30 分単位導入にあたっての否定的な意見はなかった。

4. 利用実績

①依頼内容別の利用実績（利用実績上位3位まで・（ ）内は件数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度（12月分まで）
1	保護者の短時間・臨時的就労（24）	子どもの習い事等の援助（37）	保護者等の買い物等外出の場合の援助（40）
2	保護者の買い物等外出（8）	保護者の短時間・臨時的就労（29）	保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り（32）、 保護者の短時間・臨時的就労（32）
3	保護者の病気その他急用（4）、 保育所・幼稚園の送り（4）	保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り（27）	保育所・幼稚園の迎え（31）、 保護者等の病気その他急用（31）

②利用時間

利用時間2時間未満の割合

平成27年度 65.8%

平成28年度 56.9%

③児童の年齢

平成27年度・28年度ともに4歳～就学前児童が最も多く、次いで1歳～4歳未満児である。小学生は習い事等の援助（送迎）が多く、放課後児童クラブの預かり時間が近隣自治体よりも遅い時間帯まで対応しているため、未就学児童が多くを占める。

5. その他

- ・会員への周知は、3月末に全会員に郵送する「ファミリー・サポート・センター通信」で周知する。
- ・町民向けには広報3月1日号（又は15日号）やホームページで広報を行う。
- ・きょうだい割引は、複数の子どもの安全を担保しながら預かる必要があることから、直ちに実施することは難しいため、今回は見送ることとする。

参考：近隣自治体の利用料金				
自治体名	利用時間	料金単位	料金	備考
小田原市	月から金の7:00～19:00	30分	350円	
	土・日・祝日・上記以外の時間	30分	450円	
南足柄市	月から金の7:00～19:00	30分	350円	2人目以降は左記の半額
	土・日・祝日・上記以外の時間	30分	450円	
中井町	月から金の7:00～20:00	1時間	700円	
	土・日・祝日の7:00～20:00	1時間	900円	
大井町	月から金の7:00～19:00	1時間	700円	1時間を超える場合は30単位（左記の半額）
	土・日・祝日・上記以外の時間	1時間	900円	
松田町	月から金の6:00～22:00	30分	300円	
	土・日・祝日・上記以外の時間	30分	450円	
山北町	月から金の7:00～20:00	1時間	500円	
	土・日・祝日・上記以外の時間	1時間	800円	